

補助対象経費区分ごとの説明および必要証拠書類

⑥新商品開発費・・・新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費

- 購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることが必要です(実際に使用したもののみが補助対象です)。
- 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿(任意様式)を作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。

対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"> ・新製品・商品の試作開発用の原材料の購入 ・新たな包装パッケージに係るデザイン費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・文房具等 ・(開発・試作ではなく)実際に販売する商品を生産するための原材料の購入 ・試作開発用目的の購入で使い切らなかった材料分 ・デザインの改良等をしない既存の包装パッケージの印刷・購入 ・(包装パッケージの開発が完了し)実際に販売する商品・製品を包装するために印刷・購入するパッケージ分 ・システム開発・構築(③ウェブサイト関連費にて計上してください)

⑥新商品開発費

実績報告書等提出時に必要な証拠書類

- [1] 見積書
 - ※すべての取引において必要
 - <相見積書>
 - ※税込 100 万円を超える発注をする場合には2者以上の見積もりが必要(ただし、複数者の見積もりを取るのが困難な場合は、選定理由書を提出(中古品購入の場合を除く))
- [2] 発注書(参考様式あり)または契約書
 - ※市販品の店頭購入でない限り必要
- [3] 完了報告書または納品書
 - ※市販品の店頭購入でない限り必要
- [4] 請求書
 - ※市販品の店頭購入でない限り必要
- [5] 銀行振込(明細)受領書または領収書
 - ※口座引き落としの場合は銀行預金通帳の写し等を提出
- [6] その他成果物等(コピー、写真等でも可)
 - ※原材料を購入した場合は、受払簿(参考様式あり)を提出

具体例

試作品を開発するための原材料を専門商社から購入した場合に提出が必要な証拠書類(税込 100 万円以下の場合)

1. 専門商社からもらう見積書
2. 補助事業者が専門商社へ送った発注書
※市販品の店頭購入においては不要
3. 専門商社からもらう請求書・納品書
4. 専門商社へ支払ったことが確認できる銀行振込受領書または領収書
5. 原材料受払簿
6. 原材料を使用し試作品を開発した様子がわかる写真

よくある質問

Q1. 家電量販店で販売されている部品を購入したい。この場合には、「市販品の店頭購入」に該当するか？

⇒「市販品の店頭購入」に該当します。この場合にも、採択発表後、交付決定までに見積書等(料金表やインターネット検索結果の画面、商品写真+店頭表示価格が確認できる写真等も可)をご提出ください。また、実績報告時に領収書および購入した部品の写真を提出のうえ、「市販品の店頭購入である」旨を書き添えてください(商社に部品を注文し、購入する場合には、「市販品の店頭購入」に該当しません)。なお、税抜 10 万円を超える場合は、現金払いは認められませんのでご注意ください。

Q2. 試作品の原材料等を購入するにあたり、最小ロットは受注者が設定している(例えば 100 個単位での販売)ため、当社(発注者)は、試作品開発のための必要数が 10 個であるにもかかわらず、必要数以上を購入せざるを得なかった。この場合、最小ロット(100 個)の購入費用の全部を補助対象経費として計上できるか？

⇒購入したもののうち、試作品開発のために実際に使った分までが補助対象となります。そのため、開発のために必要な原材料を 10 個入手するために最小ロットである 100 個を購入したとしても、実際に使用した 10 個のみが補助対象となります。

Q3. 菓子店を営む当社では、プリン包装容器・パッケージのデザインをリニューアルして、販路開拓を進めたい。この場合、包装容器・パッケージのデザイン料や包装容器・パッケージの試作品(サンプル品)の開発は補助対象経費という理解でよいか？

⇒そのとおりです。ただし、新たな包装容器・パッケージの開発が完了した後に、実際にプリンを販売するために使用する容器・パッケージの調達費は補助対象外となりますのでご注意ください。